

建築物石綿含有建材調査者講習（一般・一戸建て）受講資格

以下の表の区分番号のいずれかに該当する方に受講資格があります。

区分番号	学歴等	実務経験年数※
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後、建築に関して2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後、建築に関して3年以上
3	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後、建築に関して4年以上
4	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後、建築に関して7年以上
5	1～4に該当しないもの（学歴不問）	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散防止に関するものに限る）に関わる者	実務経験2年以上
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	建築物の石綿含有建材の調査に関して5年以上
8	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（労働安全衛生法第九十三条第一項）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	経験年数2年以上

建築物石綿含有建材調査者講習（特定） 受講資格

以下の表の区分番号のいずれかに該当する方に受講資格があります。

区分番号	学歴等	実務経験年数※
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後、建築に関して2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後、建築に関して3年以上
3	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後、建築に関して4年以上
4	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後、建築に関して7年以上
5	1～4に該当しないもの（学歴不問）	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散防止に関するものに限る）に関わる者	実務経験2年以上
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	建築物の石綿含有建材の調査に関して5年以上
8	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者	建築物の石綿含有建材の調査に関して5年以上
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（労働安全衛生法第九十三条第一項）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	経験年数2年以上

実地研修コースの受講資格

以下の表の区分番号のいずれかに該当する方に受講資格があります。

区分番号	学歴等・実務経験の有無
11 (a)	一般建築物石綿含有建材調査者（石綿作業主任技能講習にあっては、一般建築物石綿含有建材調査者として、建築物石綿含有建材調査に関して2年以上の実務経験を有する者）
11 (b)	前表区分番号1～10までのいずれかに該当する者（8を除く）